

令和5年度 村山市監査計画

1 基本方針

令和5年度の監査は、事務執行の適正を確保するため、次の方針に基づき実施します。

- (1) 市の事務や事業について、市民目線に立った市政運営に資するよう、市民の関心が高い事項を中心に、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の視点を踏まえて監査を行います。
- (2) 改善状況について、仕事の進め方の見直しや問題点の原因解消など、再発防止の徹底が図られているか適切に把握し、監査の実効性を確保します。
- (3) 監査の結果や改善状況について、ホームページを活用し、わかりやすい内容で発信するなど、市民の信頼確保に努めていきます。

2 監査等の種類、対象及び実施内容

(1) 定例監査（地方自治法第199条第4項）

対象は、各課、各行政委員会事務局、消防本部・署、各施設等における事務及び事業の執行全般についてとし、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施します。

なお、8月までの監査対象課等については過年度分（令和4年度）を、9月以降の監査対象課等については現年度分（令和5年度）と過年度分（令和4年度監査未済分）を監査します。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が各種の財政的支援を行っている団体や公の施設の指定管理者等から、対象団体を抽出し、財政的支援を受けている事業を目的に沿って適切に行っているか、指定管理者が公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適切に行っているか確認します。また、所管課等が当該団体を適切に指導監督しているかについて監査します。

(3) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計、特別会計については、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、財産管理及び資金運用等の状況について審査します。

7月までに定例監査の対象となる課等については、定例監査と併せて実施します。

水道事業会計、下水道事業会計については、決算諸表が会計の実態を適正に示しているか確認するとともに、経営成績、財政状態等について審査します。

(4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の前月の現金の出納を対象として、計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日（毎月20日を基準）の保管現金等の確認を行います。

(5) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用の安全性が確保されているかについて、決算審査と併せて行います。

- (6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、同法第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率について、適正に算定されているか審査します。

- (7) その他の監査

工事監査は、当該年度の工事から抽出し、計画・設計・積算・契約・施行等が合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかを確認します。

その他、随時監査等については、その都度協議して実施します。

3 重点監査事項

監査の実施にあたって、次のとおり重点監査事項を設定します。

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 事業に係るコストは適正であるか。
- (3) 経営に係る事業管理は適切に行われているか。
- (4) 個人情報の収集・利用等の事務が適正に行われているか。
- (5) 事業実施部門の外部への委託等について、経済性、効率性の観点はもとより、市民へのサービス水準が維持されているか。
- (6) 前回監査における留意事項等について、改善等がなされているか。

4 監査の方法

- (1) 令和5年度の監査は別紙「監査計画表」により行うものとし、日時、要領等は監査実施予定の約1か月前に通知します。
- (2) 課等の事務事業の執行状況等について、課長等の出席を求めて説明を聴取します。
- (3) 提出を求めた監査資料、関係書類及び諸帳簿等の内容を審査します。工事監査等の現場調査は必要に応じて実施します。

5 監査結果の報告及び公表

- (1) 講評は監査が終了したときに課長等の出席を求めて行い、指摘事項及び注意事項等の改善・検討を要請します。
- (2) 監査結果は市長及び議長並びに関係委員会等の長に報告し、これを公表します。
- (3) 市長等からの措置状況報告は、これを公表します。
- (4) 監査結果は村山市公告式条例の規定を準用して公表し、市ホームページにも掲載します。